

第 5763 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース
		(2017年)平成29年 7月28日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyou.com>

## ⇩ 墓地の購入

**Q**：墓地を購入しようかと思っていますが、購入方法や時期によって、相続税の取扱いが違うようですが、どのような取扱いになっているのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

墓地を購入する場合には、①被相続人が生前に墓地を購入し、代金の支払いも済ませた後死亡したケース、②被相続人が生前に墓地を購入したが、代金未払いのまま死亡したケース、③相続人が相続財産で被相続人のために墓地を購入するケースがありますが、それぞれ、次のような取扱いになります。

- ①被相続人が生前に墓地を購入し、代金の支払いも済ませた後に死亡した場合は、被相続人の財産は、金銭が墓地に変わります。墓地は相続税法上、非課税ですから、代金相当額だけ相続税の課税価格が減ることとなります。
- ②被相続人が墓地を購入したが、代金未払いという場合は、その未払い代金は債務として控除することはできません。これは、墓地が相続税の非課税財産であることから、これに対応する債務も債務控除できないとされているからです。したがって、この場合は、未払い部分を相続税の課税価格から控除することはできません。
- ③被相続人の死亡後に、相続財産の中から墓地を購入する場合は、その墓地購入費用は被相続人の債務ではありませんので、相続税の課税価格から控除することはできません。

